

平成29年8月22日

〒450-0002

名古屋市中村区名駅3-19-18

株式会社クレールコーポレーション 御中

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075

名古屋市千種区内山3丁目28-2

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

TEL: 052-734-8107

FAX: 052-734-8108

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴社が使用している申込書類につき、消費者保護の観点から検討をさせて頂きました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成29年9月22日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社の御回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

1 貴社の使用している約款の記載

第8条「申込者による解約」

1. 申込者が既に契約された挙式・披露宴を解約される場合は、以下の解約金を頂戴いたします。

(1) 契約成立後、挙式・披露宴の前日から起算してさかのぼって、180日にあたる日以前に解約される場合、解約金200,000円

(2) 挙式・披露宴の前日から起算してさかのぼって、179日目以降90日目にあたる日までに解約される場合、解約金500,000円

(3) 挙式・披露宴の前日から起算してさかのぼって、89日目以降10日目にあたる日までに解約される場合、解約金700,000円

(4) 挙式・披露宴の前日から起算してさかのぼって、9日目以降前日までに解約する場合試算金額（サービス料を除く）の80%ただし申込金は精算に充当します。

.....

3. 挙式のみのご予約に関しては、以下の解約金を頂戴いたします。

(3) 挙式の前日から起算してさかのぼって、9日目以降前日までに解約する場合試算金額（サービス料を除く）。

2 申入れの趣旨

以下に述べる各解約時期における挙式・披露宴の解約金を定める部分について、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えない額となるよう、見直しをして下さい。

3 申入れの理由

(1) 消費者契約法9条1号

消費者契約法9条1号は、解除に伴って生じる平均的な損害を超える損害賠償の予定又は違約金を定める条項は、その超える部分について無効と定めています。貴社の「株式会社クレールコーポレーション ご婚礼における約款」(Rev. 20150605) (以下、「本件約款」といいます。) 第8条第1項は、挙式披露宴実施契約の解除に伴う損害賠償の額を予定又は違約金を定める条項といえるため、解除の事由、時期等の区分に応じ、貴社に生ずべき平均的損害の額を超えて消費者に解約金を負担させることとなる部分については無効となります。

(2) 公益社団法人日本ブライダル文化振興協会モデル約款

本件約款第8条第1項が有効か否かを判断するにあたっては、挙式・披露宴の解約によって貴社に生じる平均的な損害をいくらと考えるかが問題となる
ところ、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会モデル約款（以下、「モデル
約款」といいます。）のキャンセル料規定が一つの指標となります（なお、念の
ためお断りしておく、当法人は、必ずしも同モデル約款が平均的損害の額を
超えない額を定めた規定であるとは考えていません）。

そして、当団体が平成21年に実施した結婚式事業者に対するアンケートの
回答では申込金（予約金）は高くても100,000円（23事業者中13事
業者）、平均額は76,087円でした。

そのため、同モデル約款は、挙式・披露宴のキャンセル料について、以下の
とおり定めているところ、申込金については、100,000円を超えないも
のと想定することに合理性が認められます。

そこで、以下のモデル約款との比較については、モデル約款にいう申込金を
100,000円として検討しております。

期間	キャンセル料
申込日～365日前	申込金の25%または3万円のいずれか低い額まで
364日～180日前	申込金の50%まで及び印刷物等の実費
179日～150日前	申込金の全額及び印刷物等の実費
149日～120日前	お見積額（サービス料を除く）の10%まで及び印刷等 の実費
119日～90日前	お見積額（以下同じく、サービス料を除く）の20%ま で及び印刷物等の実費
89日～60日前	お見積額の30%まで及び印刷物等の実費
59日～30日前	お見積額の40%まで及び印刷物等の実費
29日～10日前	お見積額の45%まで及び印刷物等の実費、並びにその 他外注品等の解約料の額
9日～前日まで	お見積額の45%まで及び納品済み物品等の実費、並び にその他外注品等の解約料の額
当日	お見積額の全額

(3) 本件約款第8条第1項とモデル約款との比較

ア 前日を含む180日以前

モデル約款において想定される申込金は10万円であるところ、本件約款第
8条第5項は、「解約金200,000」と解約金を規定しているため、消費
者が披露宴予定日の180日前までに解約する場合は、申込金額を大きく超え
る200,000円を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、モデル約款の基準によれば、364日前～180日前までの
解約の場合は、申込金の50%及び印刷物等実費が上限とされ、365日前ま

での解約の場合は、申込金の25%または3万円のいずれか低い額までとされています。そして、前記当団体実施の結婚式事業者に対するアンケートの回答に鑑みれば、特段の事情のないかぎり、この時期に貴社に生じる平均的損害が少なくとも50,000円(100,000円の50%)及び実際に要した印刷費用等実費を上回ることにはないと考えられます。

本件約款によれば、いったん申込みをしてしまうと、それが披露宴等の1年前あるいは180日前であっても、一律に申込金を大きく超える解約金が発生することとなりますが、申込みがいったん解約されたとしても、1年以上前に解約された場合は、他の利用者により同じ日時に申込みがなされる可能性が高く、また、仮に結果として申込みがなかったとしても、1年以上前に解約されていれば通常の営業の結果と同視できるので、平均的に発生しうる損害は想定できません。

この点、結婚式場利用契約の取消料条項が消費者契約法9条1号により無効であるとして申込金の返還を命じた東京地方裁判所平成17年9月9日判決(判例時報1948号96頁)も、挙式の1年以上前にキャンセルされた事例につき、1年以上前の日に挙式等が行われることによって利益が見込まれることは通常は予定しがたいこと、新たな予約が入ることも十分期待しうる時期にあること等を理由に、「平均的な損害」として具体的な金額を見積もることができないと判示しています。

したがって、本件約款第8条第1項は、貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に解約金を負担させる部分につき、無効といわざるを得ません。

イ 179日目以降90日まで

本件約款は「解約金500,000」と解約金を規定しているため、消費者が披露宴予定日の90日前までに解約する場合は、申込金を大きく超える500,000円を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、モデル約款の基準によれば、179日前～150日前までの解約の場合は、申込金の全額及び印刷物等実費、149日～120日前までの解約の場合は、見積額(サービス料を除く、以下同じ)の10%まで及び印刷物等の実費、119日～90日前までの解約の場合は、見積額の20%まで及び印刷物等の実費が上限とされています。そして、前記のとおりアンケートの回答によれば、特段の事情のないかぎり、この時期に貴社に生じる平均的損害が少なくとも10万円及び実際に要した印刷費用等実費を上回ることにはないと考えられます。したがって、179日前～150日前までの解約の場合における本件約款第8条第1項の規定は、少なくとも同額を上回る部分について無効です。

また、貴社による平均的損害は、149日～120日前までは、見積額の10%及び印刷物等の実費、119日～90日前までは、見積額の20%及び印刷物等の実費見積額を上回ることにはないと考えられますので、本件約款第8条第1項(2)が規定する500,000円が、見積額に基づき算定される同額を超える場合は、貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に実費及び解約金を負担させる部分につき、無効といわざるを得ません。

ウ 89日目以降10日まで

モデル約款の規定によれば、貴社による平均的損害は、89日～60日前までは、見積額の30%及び印刷物等の実費、59日～30日前までは、見積額の40%及び印刷物等の実費見積額、29日～10日前までは、見積額の45%及び印刷物等の実費、並びにその他外注品等の解約料の額をそれぞれ上回ることはないと考えられますので、本件約款第8条1項(3)が規定する700,000円が、見積額に基づき算定される同額を超える場合は、貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に実費及び解約金を負担させる部分につき、無効といわざるを得ません。

エ 9日目以降前日まで

本件約款は、「試算金額（申込金を含む）の80%」と解約金を規定しているところ、当該試算金額は、モデル約款における見積額に該当するものとなります。そして、モデル約款の規定によれば、貴社による平均的損害は、9日～前日までは、見積額の45%及び納品済み物品等の実費、並びにその他外注品等の解約料の額を上回ることはないと考えられますので、本件約款第8条1項(4)が規定する解約金が同額を超える部分は、貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に実費及び解約金を負担させるものであり、無効といわざるを得ません。

(4) 本件約款第8条第3項(3)とモデル約款との比較

9日目以降前日まで

モデル約款の規定によれば、貴社による平均的損害は、9日～前日までは、見積額の45%及び納品済み物品等の実費、並びにその他外注品等の解約料の額を上回ることはないと考えられますので、本件約款第8条3項(3)が規定する解約金が同額を超える部分は、貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に実費及び解約金を負担させるものであり、無効といわざるを得ません。

(5) まとめ

以上より、当法人は、貴社に対し、貴社が、消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し用いている契約書類において、各解約時期における挙式・披露宴の解約金を定める部分について、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えない額となるよう、見直しをされるよう、是正を申し入れます。

以上